



今季号の内容：

2016 年大統領候補からの税制改正案	1
国内みなし事業体の新しい報告義務.....	4
過小資本税制の最終期規について.....	5
カリフォルニア州：ユニタリーメンバーとみなされる外国関連会社の水際選択について.....	9
ニューヨーク州：合算申告における外国法人の取り扱い	10
2016 年 11 月 8 日開催在米日系企業のための監査・税務最新情報説明会	11

2016 年大統領候補の税制改正案

9 月 26 日のホフストラ大学で行われた、大統領候補者による討論会では、民主党候補ヒラリー・クリントン氏と、共和党候補ドナルド・トランプ氏が、税政策についての議論を繰り広げた。それぞれの税政策について広範な弁護をし、相手方の提案に対しては同様に批判をもって戦った。



トランプ氏：企業に留まる理由を与えること

トランプ氏は、一番重要な問題点は、米国企業による低税率国への移転により国内の雇用が着実に失われている事であるとし、問題解決のために米国の法人税率を（35パーセントから）15パーセントに引き下げを提案している。彼の提案は、「中小企業にも大企業にも」適用可能であると主張しており、雇用の創出者が国内に留まるためのインセンティブを与えることで、この傾向を覆そうとするものだ。

海外留保利益の国内還流

トランプ氏は、これまで非課税であった米国多国籍企業の外国源泉所得を10%の税率でみなし還流（レパトリエーション）する提案に言及し、自身の案は、合同税務委員会により試算された、現在海外にあると推測される2兆6000億ドルの米国外所得を企業が国内へ還流することを促すものだと言った。彼の補足によると、これらの還流資金は国内の優先事項に充てられることになる。（トランプ氏のこの還流政策は、実際の外国所得に対する課税繰り延べ措置の廃止を目指すものであり、今後の大幅な国際的改革案の一部となるであろう。）

関税

トランプ氏はさらに、国内雇用の海外流出を防ぐ目的で、税務上の居住地を海外へ移転する企業による米国への再輸入製品に対し、関税を課す政策を主張している。

個人所得税の軽減 = 雇用の拡大

トランプ氏は、個人所得税率を現在の7区分から12%、25%、33%の3区分に減らし、更に遺産税を廃止することを提案しているのが、司会者のレスター・ホルト氏から富裕層に対する減税案について聞かれると、「高額所得者に対する減税は、彼らの事業拡大を促進し、下流、および中流階級の雇用の拡大にもつながる。」と答えた。さらに、自身の税制案が富裕層に偏り過ぎているという批判に対し、キャピタルゲイン以外の通常所得としての繰延利子収入への課税に関する提案に言及し、「富裕層ではなく中流階級にとっての優遇措置であり、また、企業拡大を促進する税制案である。」と反論した。また、米国は「世界恐慌以降最悪の経済復興」の途上であり、クリントン氏が提案する税制案は、現行法における法人税支出の廃止および富裕層に対する増税に依存しており、それでは「景気回復にはつながらない」と主張した。



クリントン氏：中流階級を下支えすること

一方、クリントン氏は、米国は、2008年の金融危機の「奈落から引き返し」、現在「潜在的にかなり良好な経済状態」にあるが、トランプ氏の法人および富裕層に対する減税は、財政赤字を膨らませ、雇用の損失につながると論じた。（無党派のタックス・ファンデーションが、伝統的な「統計的」スコアリングモデルに基づき計算したところ、トランプ氏の改定案の場合、パススルー事業体の所得に課税する彼の提案が実際にどのような運用を意図しているかにより、10年以上に渡り連邦政府の歳入が4兆4000億から5兆9000億の規模で減少すると試算している。この試算は、トランプ氏提案のマクロ経済的影響を考慮した「ダイナミック」スコアリングモデルに基づく、それぞれ、2兆6000億から3兆9000億の間に減少する。）

クリントン氏は、「金融取引だけではなく、仕事に報いる税制度」を提唱している。彼女は、トランプ氏の税制案を、「トリクルダウン経済」の「極端なバージョン」とみなし、彼のアプローチは、「経済を成長させるやり方ではない」と警告した。

「公正な」経済

トランプ氏とは対照的に、クリントン氏は、インフラストラクチャー、高度製造業およびクリーンエネルギーへの投資により、「公正な」経済の創造を目指している。プロフィット・シェアリングへの参加を企業へ推奨し、手頃な料金での育児支援や返済義務のない高等教育の実現を目指す。これら優先事項は、現在の経済社会で「すべての利益を得て成功している」と彼女が主張する高額所得者および企業に対する増税案によって賄われることになる。彼女の税制案においては、富裕層に対し、通常所得やキャピタルゲイン所得に高い税率が適用され、項目別控除には上限が設けられ、遺産税率についても高く設定されている。企業は、現行法の下で利用できる税控除やインセンティブのいくつかを失い、特定の状況における新たな税（例えば、大規模な金融機関に対する新しい「リスク料」など）の対象となり、税務上の居住地の移転を制限する厳しい制定法に遭遇することになる。

富裕層に対する増税 = 中流階級の強化

ホルト氏の質問に対し、クリントン氏は、自身が提案する富裕層に対する増税は、強い中流階級を築き、経済成長を促すためだと答えた。「中流階級を支え、中流階級に投資し、より多くの若者が教育を受けられるよう学生ローンによる負債をなくし、より低い利率で学生ローンの再融資を受けられるようにすること。これらこそが、景気を刺激すると考える。幅広く包括的な成長こそが、米国が必要としているものであり、富裕層を優遇することを必要としているのではない。」と、彼女は語った。また、「賢明で裕福な国民の多くが彼女の提案に賛成しており、彼らは中流階級再構築のために、できる限り貢献したいと考えている。」とも述べた。

海外留保利益の国内還流・インセンティブへの支援

クリントン氏は、あらゆる討論の場面において、自身の法人税案について認識されている「抜け道」を排除することに関してのみを語った。しかし、トランプ氏とのあるやり取りの中で、「実際に我々の利益となるやり方で」海外留保利益の国内還流・インセンティブを「支援」できると、詳細を述べずに示唆しているようにも見えた。

また、クリントン氏は、インバージョンと雇用の海外流出を避けることを目的とした規定を除いては、米国の多国籍企業を対象とする税規則の特定の変更を正式に提案していない。しかし、オバマ大統領や、上院財政委員会のメンバーであるニューヨーク州のチャールズ・シューマー氏などの民主党指導者、さらに、2016年税制改革計画の共和党議員も、幅広い国際税改革案の一環として、インフラ投資のため一度に歳入を注ぎ込むことも含めた、いわゆる海外留保利益の「みなし」国内還流規定を支援してきた。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-taxnewsandviews-160930.pdf>

国内みなし事業体の新しい報告義務

2016年5月10日、透明性向上と米国税法強化のための包括的な取り組みの一環として、財務省および内国歳入庁（IRS）が、一定の国内みなし事業体（以下「国内DRE」）に新しい報告義務を課す規制案（REG-127199-15）（以下「規制案」）を発表した。この規制案には、25%が海外資本の国内法人に関する第6038条Aにあるものと類似する報告および記録保管要求が含まれている。



現在、構成員が1人のLLCなど一定の国内事業体は、申告課税または源泉徴収課税の申告書を提出する義務を負わず、米国法人番号（以下「EIN」）を取得する必要もなく、関連する記録保管義務も負っていない。これらの義務はすべて、所有者に直接課されている。しかしながら、IRSへの報告義務がない外国人が、国内DREを完全に所有している場合においては、状況が異なる。なぜなら、外国人は米国の取引または事業に従事しておらず、よって、実質関連所得を得ておらず、源泉地で適正に徴収される特定の種類の米国源泉所得を得ているに過ぎないからである。

規制案は、以下の義務を、外国人により完全所有されている国内DREへも適用する。

- 国内DREとその外国人所有者またはその他関連当事者との間の報告義務のある取引に関する年次フォーム5472（25%が海外資本の米国法人または米国で取引または事業に従事する外国法人の所得申告）の提出
- フォーム5472の正確性と当該取引の正しい米国税務処理の確立に十分な会計帳簿の管理
- フォーム5472を提出するため、EIN取得

さらに、規制案の「報告義務のある取引」の範囲は、財務省規則第1.482-1条(i)(7)が現在対象としている取引に範囲を拡大する。これには、売上、譲渡、リース、ライセンス許諾、融資、前払、出資、財産もしくは金銭に対する権益またはこれを使用する権利の移転、ならびに別の納税者への、もしくは納税者の代理としての業務を含む。たとえば、DREへの出資およびDREからの分配は、当該事業体に関する報告すべき取引とみなされる。

規制案が課すDREの会計帳簿の体制においては、小規模法人、または国内法人の少額取引に関する現行の例外規定は適用されない。また、規制案の下、報告義務のある取引は、別の規定に基づき既に報告の対象となっている場合でも報告の必要性がある。財務省およびIRSは、このような状況におけるDREの取引に関する報告の代替方法についても意見を求めている。

財務省およびIRSによると、「これらの規制案は、一定のみなし事業体の取扱いも含めて、既存の企業分類規則の枠組みを変更するものではない。」むしろ、「米国の租税条約、租税情報交換および類似の国際協定の義務を果たすため、ならびに米国税法の執行を強化するために必要な情報へのアクセスの改善」を確実にすることを目的としている。規制案に関するホワイトハウス・ファクトシートに記載されているとおり、これらは、「グローバルな金融システムの強化と高い透明性の提供」に向けて連動する包括的な取り組みの一環であり、汚職もしくはその他違法行為、金融犯罪活動、テロ行為、国際的な制裁体制逃れ、または、租税回避を目的とする「匿名のペーパーカンパニーとその他の法的組織体」の濫用を阻止するものである。

この規制案が最終化された場合、最終規制として交付される日の12カ月後以降に終了する課税年度に適用される。

URL: <https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-gir-treasury-proposed-regs-on-dres-051016.pdf>

過小資本税制の最終規則について

2016年10月13日、米国財務省およびIRSは、内国歳入法第385条に基づく最終および暫定規制（以下「最終規制」）を発表した。この最終規制は、(i) 連邦税の課税目的上、関連会社間の借入が負債の取り扱いを受けるために充足しなければならない同時文書化義務を設定し、(ii) 一定の取引において発行される負債を税務上資本として取り扱うものである。¹

背景

最終規制は、2016年4月4日に発行された規制案（以下「規制案」）の内容に従うものの、対象範囲は、規則案と比較して非常に狭くなっている。この規制案は、(i) 連邦税の課税目的上、関連会社間の借入について、一部を資本、一部を負債として認定する権限をIRSに与え、(ii) 関連会社間の借入が負債の取り扱いを受けるために充足しなければならない同時文書化要求を設定し、(iii) 一定の取引において発行される負債を税務上資本とみなして取り扱うものであった。²

範囲：国内法人から関連当事者に発行された負債

最終規制は、国内法人から関連会社へ発行される負債に適用される。具体的には、最終規制は、(i) 国内法人または該当国内法人のみなし事業体を意味すると定義されている、「カバードメンバー」により発行され、(ii) 国内法人の「拡大グループ」のメンバーが保持する負債に適用される。「拡大グループ」には、通常、直接または間接的に80%以上（株式の議決権または時価）の保有関係にある全ての法人を含む。

- 外国発行者の除外 – 「カバードメンバー」という用語に、外国発行者（CFCを含む）を含むとは現在のところ定義されておらず、最終規則は、外国発行者（CFCを含む）への適用を現在保留としている。ただし、最終規則の序文（以下「序文」）においては、外国発行者に関して今後発行されるガイダンスは、将来においてのみ適用されることを示唆している。
- S法人および非支配RIC・REITの除外 – S法人ならびに非支配規制投資会社（RIC）および不動産投資信託（REIT）は最終規則から除外される。
- 連邦連結納税グループメンバー法人間負債の除外 – 連結グループメンバー間負債は、原則最終規則の対象外である。

二分化規定の排除

規制案においては、関連会社間の借入について、一部を資本、一部を負債として認定する権限をIRSに与える二分化規定が含まれていたが、最終規則上、この規定は排除されている。



注：最終規則は、拡大グループの米国事業体による資金調達を対象としているが、現在は、これらグループの米国支店運営に関する資金調達には対処していない。また、連結納税グループ法人間の負債が対象外となることを含め、最終規則の外国親会社多国籍グループに対する適用は限定的になることが予測できる。

¹ TD 9790

² 規制 108060-16, 81 連邦規制 20912

文書化規定

財務省規則第 1.385-2 条（以下「文書化規定」）は、関連会社間の借入を負債として取り扱うための前提条件として、同時文書化義務を設けている。この規定は、以下の負債要素（以下「負債要素」）についての文書化を義務付けており、それら負債要素とは、(i) 法的拘束力のある返済義務の証明、(ii) 借入保有者が債権者としての権利を有する旨の証明、(iii) 返済能力についての証明、および (iv) 実際に債権債務関係が存在する旨の証明を意味する。与信枠、リボルバー、オムニバス、マスターおよびキャッシュプーリング等に関しては、(i) から (iii) の負債要素を充足するための特別規定が設けられている。

規制案と比較して、最終規制は以下の重要な変更点を組み入れている。

- 文書作成期日の延長 – 最終規制においては、規制案における 30 日の文書作成期間が排除され、その代わりに、連邦所得税申告書の提出日（延長期間を含む）までに文書作成を完了することにより、文書作成および財務分析が適宜に実施されたものとみなされている。
- 文書化義務遵守に基づく反証可能な推定 – 最終規制は、拡大グループが文書化義務を一般的に遵守している状況において、一部の文書化義務を怠った場合、自動的に資本へのみなし規定ではなく、反証可能な推定が適用される。
- 緩和された信用分析 – 最終規制は、発行負債に関する個別の信用分析を要求するのではなく、発行者の複数の債務返済能力を証明するための年次信用分析が適用可能である旨を定めている。ただし、発行者が「重要な事象」を被った後における年次分析適用は認められない。これには、通常、破産、支払不能、および、資産の公正市場価値の 50% 超の処分等が含まれるが、これらに限るわけではない。この規定は、発行者の返済能力分析は、負債の元本金額が負債発行者の別の仮入金で充当されることを前提にできることも定めている。ただし、その前提が合理的であることが条件となる。
- 名目キャッシュプーリング契約適用対象の可能性 – 最終規制においては、与信枠、リボルバー、オムニバス、マスターおよびキャッシュプーリング契約に別途適用され、(i) から (iii) の負債要素についての文書化義務は、当該契約が拡大グループメンバー間負債として取り扱われる場合に、名目キャッシュプーリング契約にも適用されることを定めている。
- 仕入債務へのマスター契約適用 – 最終規制は、マスター契約が仕入債務の文書化義務を充足するために適用できる旨を明確化している。
- みなし事業体の取扱い – 規制案とは異なり、最終規制は、みなし事業体（以下「DRE」）が発行した負債が、文書化規定の充足を怠ったことにより資本とみなされた場合、当該負債は、発行者である DRE を所有するカバードメンバーの資本として取り扱うことを定めている。つまり、文書化規定を怠った場合に、DRE がパートナーシップ扱いを受けるようなことはない。
- 被支配パートナーシップが発行する負債の取扱い – 最終規制は、被支配パートナーシップが発行する負債について文書化規定より除外している。ただし、文書化義務を回避することを主要目的として負債を発行する場合を除く。



注：規制案は、最終規制において比較的緩和されている。ただし、規制案同様、預金を引き受けるキャッシュプール・ヘッダーに関し、どのように返済能力を証明するのかについては不明瞭である。また、最終規制は、名目キャッシュプーリング契約を自動的に導管取引とはみなさない一方で、上記契約言及の際、将来的に規定の対象となる旨を示唆している。よって、名目キャッシュプーリング契約の文書化および運用について再検討されるべきである。なお、実施日は遅延されているが、2018 年 1 月 1 日以降発行される負債に関する文書化の準備につき早い段階で検討されるべきである。

- 期日 - 最終規制は、2018年1月1日以降に発行される負債に適用される。
- 文書化規定は、最終規制が連邦官報に掲載される日より90日目以降に終了する課税年度に適用される。

負債の資本化規定

財務省規則第1.385-3条および暫定財務省規則第385条-3T（「負債の資本化規定」）は、拡大グループのメンバーによる分配および特定の取引において発行される負債を対象として、以下の運用規則を導入する。

- 米国法人による債務証券の分配、拡大グループ法人の株式取得の際の対価として発行される債務証券、組織再編による資産取得の際の対価として発行される債務証券に適用される。（「基本ルール」）
- 米国法人が、債務以外の資産を分配する場合、債務以外の資産と引き換えに株式を取得する場合、または、組織再編による資産取得の際、債務以外の対価を発行する場合において、米国法人がこれら取引のいずれかの前後36カ月以内に当該負債を発行した場合、または上記取引の資金調達を主たる目的として負債を発行した場合に、その負債は資本とみなされる。（「ファンディング・ルール」）

規制案と比較して、最終規制は、以下の重要な変更点を組み入れている。

- 特定負債の除外 - 以下の負債は、負債の資本化規定の対象外とされる。(i) 2016年4月5日より前に発行された負債、(ii) 規制対象の金融または保険会社が発行する特定負債で、いずれも最終規則で定められるもの、(iii) 米国法人が証券会社に対して発行する特定負債、または、証券会社により取得される特定負債、および(iv) 通常の営業取引における金銭以外の資産取得目的で発行される短期負債、または、最終規制上の一定の条件に合致する特定の短期負債。
- 例外規定の対象範囲拡大および追加項目：
 - ✓ 子会社株式の例外規定 - 最終規制は、株式発行による拡大グループの株式取得だけでなく、拡大グループの他のメンバーによる拡大グループの株式取得も対象とする目的で、規制案の子会社株式の例外規定を留保、適用対象となる範囲を拡大している。いずれの場合も、取得者が、取得後直ちに発行者を支配する場合に限られる。規制案同様、支配とは、結合後の株式の議決権および株式価値の50%を直接または間接的に所有することを意味する。
 - ✓ 税務上の配当可能利益に関する例外規定 - 禁止取引が発生した順番に基づき資本とみなされる負債の額を減額する配当可能利益に関する例外規定は、留保、継続されている。ただし、最終規則上の例外規定においては、税務上の当期配当可能利益（Current E&P）だけでなく、2016年4月5日以降に終了する課税年度における税務上の累積配当可能利益（Cumulative E&P）も含むよう適用範囲が拡大されている。また、この例外規定では、複数の制限条項および租税回避関連条項が規定されている。主として、米国法人が従事する禁止取引額の減額目的で利用できる配当可能利益は、同一の拡大グループ親会社を継続して有している間に、米国法人が累積した配当可能利益に制限される。さらに、一般的に、2016年4月5日より前に終了する課税年度に累積された場合、または分配者が別の拡大グループのメンバーであった場合に、関連会社組織の上部へ分配される下層子会社の配当可能利益を度外視する「ルックスルー」規定がある。
 - ✓ 「正味持分」出資の例外規定 - 「正味持分」出資の例外規定が追加された。これは、特定の時間枠内に株式との交換で法人に一定の種類の資産を出資した場合、譲受人である法人が行う禁止取引の減額に適用することができる。減額は、譲受人である法人が行った禁止取引の順番に基づき、適用される。
 - ✓ 負債総額による適用除外 - 規制案における負債総額による適用除外の「クリフ効果」は排除される。よって、最初の50百万ドル（調整発行価格に基づいて計算）については、最終規制に基づいて負債が資本とみなされる金額が50百万ドルを超えて発行されたか否かにかかわらず、負債の資本化規定から除外される。

- ✓ その他の新たな例外規定 – 最終規制は、いくつかの新しい例外規定も組み入れている。これには、(i) 従業員、取締役、独立契約者である個人に対し業務提供の対価として分配する持分報酬に使用する株式の取得、(ii) 移転価格調整の結果によるみなし分配または取得、(iii) 証券会社による株式の取得、および (iv) 最終規制の再適用となる追加の禁止取引が生じるものとして規定が適用された結果生じる、拡大グループの株式取得を適用外とすることにより「階層式問題」に対処するための例外規定などがある。
- 被支配パートナーシップの取扱い – 基本ルールおよびファンディング・ルール目的上、最終規制は、被支配パートナーシップに対して集約的なアプローチを採用する。負債の資本化規定適用の代わりに、被支配パートナーシップの負債が資本とみなされる場合、負債を保有する拡大グループのメンバーは、被支配パートナーシップからの受取勘定を、一定の取引を行う拡大グループパートナーへその株式と引き換えに出資したものとみなされる。(ただし、拡大グループのパートナーが別途カバードメンバーである場合に限る。) これは、「みなし導管取引アプローチ」として知られている。
- パートナーシップの優先出資の精査 – 財務省および IRS は、被支配パートナーシップが拡大グループに優先出資を行う取引を綿密に精査することを意図しており、濫用防止規定に基づき異議を唱える場合があること、また、適用されたであろう負債の資本化規定が、優先出資をパートナーシップが発行する負債と称したことを、序文で述べている。

一定の移行規則を条件として、財務省規則第 1.385 条-3 は、一般的に、連邦官報に記載された日から 90 日後に適用される。

2016 年 4 月 4 日以降、ただし最終規制の掲載より 90 日以内に発行される負債については、最終規制がこの期間中に該当負債の資本化規定を適用したであろう場合も、最終規制が掲載された後 91 日目まで、資本とはみなされない。上記負債を基本ルールおよびファンディング・ルールの両方の対象となることを回避する規定に加えて、移行期間中、上記負債に関する特定の支払の取扱いを未払金として対処する追加移行規則もある。

また、最終規制は、2016 年 4 月 4 日から 2016 年 10 月 13 日までの期間、特定の発行者（および米国法人であるその拡大グループのメンバー）について、最終規制の代わりに規制案の適用を選択するオプションを提供している。このオプションは、負債が資本とみなされる場合に、継続的に資本としての取り扱いを行うことを目的とする。

連結グループ規定

規制案同様、最終規制は、負債の資本化規定において、連結グループのメンバー法人を一つの法人として取り扱う。そして、通常、暫定財務省規則第 1.385 条-4T は、連結グループのメンバー間の負債および関連取引には適用されない。なぜなら、一般的に、グループの連邦連結所得税申告書上、負債発行者の支払利息の控除は対応する負債保有者の受取利息と相殺されるため、最終規則の規定事項は存在しないからである。ただし、借入が連結グループの負債と認定される場合、または、連結グループの負債と認定されなくなった場合、あるいは、負債の当事者が、連結グループのメンバー法人となる場合、または、連結グループの法人ではなくなった場合には、特別規定が適用される。

URL: <http://www2.deloitte.com/us/en/pages/tax/articles/new-section-385-regulations.html>

カリフォルニア州：ユニタリーメンバーとみなされる外国関連会社の水際 選択について

カリフォルニア州のエコノミック・ネクサス基準に基づき 2015 課税年度にカリフォルニア州で「事業を行っている」ユニタリーメンバーとみなされる外国関連会社であり、カリフォルニア税務当局 (FTB) 通知 2016-02³が適用されない者は、個別に 2015 課税年度のカリフォルニア州法人申告書を提出し、独自の水際選択を行わなければならない。この申告義務を怠った場合、世界規模ベースグループでカリフォルニア州所得税が課される可能性がある。

通知 2016-02 の背景

通知 2016-02 (以下「通知」) 上、水際方式を選択する合算申告グループの外国関連会社が、2011 年 1 月 1 日より適用となったカリフォルニア州歳入租税法 (CRTC) 第 23101 条(b)⁴に基づくエコノミック・ネクサス基準適用により、カリフォルニア州において「事業を行っている」とみなされ、「納税者」となった場合において、別途有効となる水際選択についてのガイダンスが FTB により提供している。カリフォルニア州エコノミック・ネクサス基準において適用される基準値 (2015 年度は 536,446 ドル、または納税者総売上高の 25%のうち少ない方) を超えてカリフォルニア州内で販売活動を行う納税者は、カリフォルニア州において「事業を行っている」とみなされ、カリフォルニア州法人申告書⁵の提出が義務付けられる。

通常、ユニタリーメンバーとみなされる外国関連会社が通知記載の適用条件に該当する場合、水際グループの当初メンバーと共に水際選択を行ったものとみなされる。ただし、通知の適用条件を満たすには、いくつかの特定状況における各状況において一定の条件を満たすことを条件としている。よって、通知が、全ての状況に適用されるわけではない。つまり、外国関連会社が当初の水際グループと水際選択を行ったとみなされない場合もある。次の二つの状況においては、外国関連会社は、当初の水際グループとともに水際選択を行ったとはみなされない。(1)水際グループが 2011 課税年度以降に水際選択をし、選択時点において、外国関連会社がカリフォルニア州エコノミック・ネクサス基準に適合、カリフォルニア州税の対象であった場合、または、(2)外国関連会社が、2017 課税年度以降に⁶、カリフォルニア州エコノミック・ネクサス基準により、カリフォルニア州の納税者となった場合である。これら二つの状況に該当する場合は、別途法人申告書を提出する義務がある。

要するに、カリフォルニア州エコノミック・ネクサス基準に基づいてカリフォルニア州の納税者となり、通知記載の当初の水際グループと水際選択を行ったとみなされない場合、ユニタリーメンバーとみなされる外国関連会社は、個別にカリフォルニア州法人申告書を提出し、独自の水際選択を行い、ミニマム税 800 ドルを支払う必要がある。



³ カリフォルニア税務当局通知 2016-02 (2016 年 9 月 9 日)

⁴ 同上

⁵ カリフォルニア州歳入租税法 § 23101(b)

⁶ 同上

検討事項

組織の海外事業構造には差異があるため、各外国関連会社が、カリフォルニア州において「事業を行っている」かどうかの判断、また、「事業を行っている」とみなされる場合は、通知 2016-02 が適用され、外国関連会社を当初の水際グループと水際選択を行ったものとして取り扱えうるかどうかに判断するためには、個別の事実関係に基づいた検証が必要となる。また、通知適用の資格がある納税者については、外国関連会社が当初の水際グループと水際選択を行ったとみなされるために、過年度の修正申告の提出についても検討する必要がある。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-statetaxmatters-160930.pdf>

ニューヨーク州：合算申告書における外国法人の取り扱い

ニューヨーク州税務・財務局（「当局」）は、2015年1月1日以降に開始する課税年度より有効となった、法人税制改革の法令改正に関する質問事項（FAQ）の更新を行った。更新には、ニューヨーク州において、取引または事業を行う外国法人が、第9条Aに基づき州法人事業税の課税対象となるのかどうか、また、米国において「実質的に関連する」損失が生じた場合、該当課税年度の合算申告書上で損失を申告することができるか否かに関する説明等が含まれている。これら事項に関して、当局は、外国法人がニューヨーク州において米国における取引または事業と実質的に関連する利益、所得、または、損失を有している場合、ニューヨーク州法人税の納税者とみなされ、また、外国法人は、米国における取引または事業と実質的に関連する利益、所得、または、損失を有している場合、州の合算申告書の対象となる、と説明している。

URL: <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/us/Documents/Tax/us-tax-statetaxmatters-160916.pdf>



在米日系企業のための監査・税務最新情報説明会

来る2016年11月8日に弊社主催、在米日系企業のための監査・税務最新情報説明会が開催されます。半日にわたるこのイベントにおきましては、在米日系企業への影響が予想される監査、法人税、個人税および人材管理についての最新情報についてご紹介します。参加されますとCPEクレジットを3.5ポイント取得できます。皆様お誘い合わせの上、是非ご参加ください。



日時：

2016年11月8日（火曜日）

午後1時～1時30分：参加登録

午後1時30分～5時20分：セミナー



会場

都ハイブリッド・ホテル

Nara & Kyoto カンファレンスルーム

21381 S. Western Avenue

Torrance, CA 90501

参加費用は無料です。参加登録のお申し込みとお問い合わせは、小林祐子 yukkobayashi@deloitte.com までメールでお寄せください。



Talk to us

Please visit www.deloitte.com/us/jsg for additional information about Deloitte's Japanese Services Group. If you have questions or comments regarding the content of this newsletter, please contact one of the following leaders:

George Warnock
JSG Americas Leader
Tel: 1 (212) 436-733
Email: gwarnock@deloitte.com

Steven Imp
Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-2892
Email: simp@deloitte.com

Tsuneichiro Shimotsuya
JSG East Region Leader
Tel: 1 (212) 653-6563
Email: tsushimotsuya@deloitte.com

Toshiro Ikeda
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (212) 436-4956
Email: toshikeda@deloitte.com

Akira Yamamoto
JSG Central Region Leader
Tel: 1 (313) 396-3373
Email: ayamamoto@deloitte.com

Troy Biddix
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (313) 396-3201
Email: tbiddix@deloitte.com

Naofumi Yamazumi
JSG West Region Leader
Tel: 1 (415) 783-6328
Email: nyamazumi@deloitte.com

Tetsuya Ishida
Deputy Tax Leader –
US Japanese Services Group
Tel: 1 (213) 553-1337
Email: tishida@deloitte.com

Additional Local Contacts for this Edition

Kaoru Dahm
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (202) 378-5274
Email: kdahm@deloitte.com

Tomoko Miyahara
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-6883
Email: tmiyahara@deloitte.com

Joseph Paradiso
Managing Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3175
Email: jparadiso@deloitte.com

Hajime Tani
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 492-3922
Email: hjtani@deloitte.com

Todd Best
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (513) 784-7129
Email: tbest@deloitte.com

Yasunori Kobayashi
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (313) 396-2804
Email: yakobayashi@deloitte.com

Midori Nakamura
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5581
Email: minakamura@deloitte.com

Yoshimasa Umehara
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5739
Email: yumehara@deloitte.com

Yoichi Goto
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 553-1457
Email: ygoto@deloitte.com

Hirofumi Kashiwai
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3650
Email: hkashiwai@deloitte.com

Yukiko Modegi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-2333
Email: ymodegi@deloitte.com

Randee Tan
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-4243
Email: rantan@deloitte.com

Yuki Utsunomiya
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 553-1643
Email: yutsunomiya@deloitte.com

Susan Eisenhauer
Managing Director | East Region
Tel: 1 (973) 602-4343
Email: seisenhauer@deloitte.com

Yusuke Nakatake
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (212) 653-6063
Email: ynakatake@deloitte.com

Jim Ryan
Tax Director | East Region
Tel: 1 (860) 725-3608
Email: jryan@deloitte.com

Akiko Tateishi
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (212) 436-4315
Email: aktateishi@deloitte.com

Tanya Crawford
Managing Director | Central Region
Tel: 1 (614) 229-4828
Email: tcrawford@deloitte.com

Terrance Kurtenbach
Tax Partner | Central Region
Tel: 1 (414) 347-6160
Email: tkurtenbach@deloitte.com

Hiromi Nakazawa
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-0659
Email: hnakazawa@deloitte.com

Madoka Endo
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-4176
Email: madendo@deloitte.com

Mika Hayashi
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3603
Email: mhayashi@deloitte.com

Joel Littleford
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (213) 688-5415
Email: jlittleford@deloitte.com

Nana Numata
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-6789
Email: nnumata@deloitte.com

Tomoko Tanega
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (808) 543-0729
Email: ttanega@deloitte.com

Eigen Yanagi
Tax Partner | West Region
Tel: 1 (408) 704-4717
Email: eyanagi@deloitte.com

Emiko Hashimoto
Managing Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-6854
Email: emhashimoto@deloitte.com

Kayoko Ohashi
Managing Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-3344
Email: kaohashi@deloitte.com

Mike Schmidt
Tax Principal | East Region
Tel: 1 (404) 220-1505
Email: mikeschmidt@deloitte.com

Yuka Wakino
Managing Director | East Region
Tel: 1 (212) 436-5933
Email: ywakino@deloitte.com

Emi Hatano
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (317) 656-6958
Email: ehatano@deloitte.com

Annie Li
Managing Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-1582
Email: annli@deloitte.com

Tomonori Okabe
Tax Manager | Central Region
Tel: 1 (316) 486-2221
Email: tokabe@deloitte.com

Kaoru Fu
Managing Director | West Region
Tel: 1 (415) 783-4738
Email: kfu@deloitte.com

Rumiko Imanaka
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4431
Email: rimanaka@deloitte.com

Tamie Luna
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-7565
Email: tluna@deloitte.com

Mana Ota
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (415) 783-4287
Email: mota@deloitte.com

Junko Takahashi
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (408) 704-4327
Email: jutakahashi@deloitte.com

Kazuki Konno
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (404) 631-2329
Email: kkonno@deloitte.com

Eisuke Okada
Tax Senior Manager | East Region
Tel: 1 (202) 220-2095
Email: eiokada@deloitte.com

Takeshi Suzuki
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (202) 220-2151
Email: takeshsuzuki@deloitte.com

Akiko Yamamoto
Tax Manager | East Region
Tel: 1 (404) 942-6570
Email: akyamamoto@deloitte.com

Takashi Kishimoto
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (513) 723-4118
Email: tkishimoto@deloitte.com

John Marcheschi
Managing Director | Central Region
Tel: 1 (312) 486-5136
Email: jmarcheschi@deloitte.com

Aya Ozeki
Tax Senior Manager | Central Region
Tel: 1 (312) 486-3300
Email: ayaozeki@deloitte.com

Hiroko Fukui
Managing Director | West Region
Tel: 1 (408) 704-2453
Email: hfukui@deloitte.com

Reiko Ishii
Managing Director | West Region
Tel: 1 (213) 553-1097
Email: rishii@deloitte.com

Hiroko Mitsui-Shimomura
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 593-3727
Email: hishimomura@deloitte.com

Goro Takami
Tax Manager | West Region
Tel: 1 (213) 553-1487
Email: gtakami@deloitte.com

Yuki Takahashi
Tax Senior Manager | West Region
Tel: 1 (213) 688-3357
Email: yutakahashi@deloitte.com

About Deloitte

The information contained in The Japanese Services Group Tax Newsletter is for general purposes only and Deloitte is not, by means of this newsletter, rendering accounting, business, financial investment, legal, tax, or other professional advice or services. This material is not a substitute for such professional advice or services, nor should it be used as a basis for any decision or action that may affect your business. Before making any decision or taking any action that may affect your business, you should consult a qualified professional advisor. Deloitte shall not be responsible for any loss sustained by any person who relies on this newsletter.

As used in this document, "Deloitte" means Deloitte Tax LLP, a subsidiary of Deloitte LLP. Please see www.deloitte.com/us/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte LLP and its subsidiaries. Certain services may not be available to attest clients under the rules and regulations of public accounting.

Copyright © 2016 Deloitte Development LLC. All rights reserved.

Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited